# 第１章　危険物施設の定期点検について

## １　危険物施設の基準維持義務と定期点検

すべての危険物施設の所有者、管理者又は占有者には、その位置、構造及び設備の技術上の基準（消防法第１０条第４項）を維持する義務（消防法第１２条第１項）が課せられており、常に自らの危険物施設を点検しなければなりません。

また、政令で定めた危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、定期に点検し、その点検記録を作成し、一定の期間これを保存する義務（消防法第１４条の３の２）があります。

このように、製造所等の所有者等には定期点検が義務付けられていますが、施設の技術上の基準に対する適否は、当該施設に従事する危険物取扱者又は危険物施設保安員が、最も的確に把握できなければならないことはいうまでもありません。したがって、定期点検は、危険物取扱者又は危険物施設保安員の重要な業務であり、常に法的要求事項を把握しておく必要があります。（危規則第６２条の６）また、定期点検実施時期は、原則として１年に１回以上行わなければなりません。（危規則第６２条の４第１項）

## ２　定期点検の概要

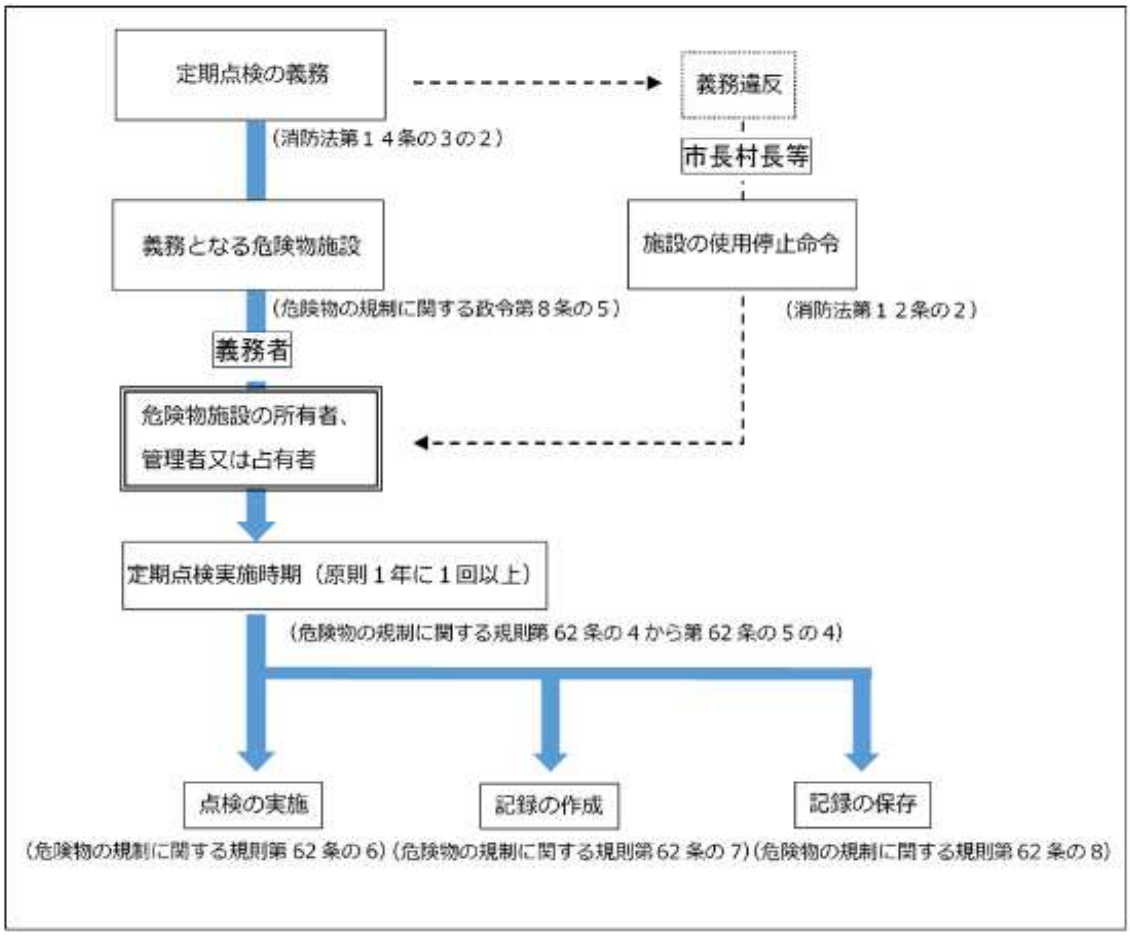

3　定期点検が義務となる危険物施設

| 義務となる危険物施設 | 貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等 |
|---|---|
| 製造所 | 指定数量の倍数が１０以上及び地下タンクを有するもの |
| 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数が１５０以上 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 指定数量の倍数が２００以上 |
| 屋外貯蔵所 | 指定数量の倍数が１００以上 |
| 地下タンク貯蔵所 | すべて |
| 移動タンク貯蔵所 | すべて |
| 給油取扱所 | 地下タンクを有するもの |
| 移送取扱所 | すべて |
| 一般取扱所 | 指定数量の倍数が１０以上及び地下タンクを有するもの |

【備考：次の危険物施設は除く】

・鉱山保安法第１９条第１項の規定による保安規程を定めているもの

・火薬取締法第２８条第１項の規定による危害予防規程を定めているもの

・指定数量の倍数が３０以下でかつ、引火点が４０℃以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く）

・移送取扱所のうち配管の延長が１５ｋｍを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が０．９５ＭＰａ以上で、かつ、配管の延長が７ｋｍ以上１５ｋｍ以下のもの

4　関係法令略称一覧表

この「危険物施設における定期点検 事例集」に掲載されている関係法令等の略称は、次に記載しているものになります。

消防法　・・・・・・・　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
令和６年４月１日施行（令和五年法律第五十八号）

危政令　・・・・・・・　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）
令和６年１０月２３日施行（令和六年政令第三百十五号）

危規則　・・・・・・・　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）
令和７年４月１日施行（令和六年総務省令第百三号）

消規則　・・・・・・・　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）
令和６年１２月１３日施行（令和六年総務省令第百九号）

安衛則　・・・・・・・　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
令和６年２月１日施行（令和五年厚生労働省令第三十三号）

審査基準　・・・・・・・　川崎市消防局「川崎市危険物関係法令等審査基準」
川崎市消防局予防部保安課 発行（改訂基準日令和６年３月１日）

申請解説　・・・・・・・　川崎市_危険物関係施設申請の手引き_申請資料の解説
川崎市消防局予防部保安課 発行
https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/291-2-2-3-2-0-0-0-0-0.html